

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和4年7月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)などの関連法令に基づき、保育所等の入所及び施設等利用給付の支給に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、教育・保育給付認定の管理、利用者負担の算定、副食費免除の判定、教育・保育給付費の支給、保育実施の費用を徴収、施設等利用給付認定の管理、施設等利用給付の支給をしている。</p> <p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)などの規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①教育・保育給付認定申請書や届出書に関する確認 ②教育・保育給付認定要件の確認、教育・保育給付認定 ③就学前児童の保育所等への入所申込の確認 ④入所要件の審査、選考、入所決定 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥副食費免除の判定に必要な各種情報の照会 ⑦保育料の収納、滞納管理 ⑧保育所等の利用調整 ⑨施設等利用給付認定申請書や届出書に関する確認 ⑩施設等利用給付認定要件の確認、施設等利用給付認定</p>
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付認定者情報ファイル 施設等利用給付認定者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8、94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし(保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課 <span style="float: right;">総務部収納課</span>
②所属長の役職名	子育て支援課長 <span style="float: right;">収納課長</span>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2126

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 中谷純一 収納課長 徳重康成	子育て支援課長 相山範雅 収納課長 徳重康成	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 相山範雅 収納課長 徳重康成	子育て支援課長 相山範雅 収納課長 藤井一郎	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年3月2日時点	1万人以上10万人未満 平成29年9月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月2日時点	平成29年9月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第68条	事後	定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(保育所等入所に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(保育所等入所に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第10条の3、第59条の2	事後	定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康福祉部子育て支援課 生活環境部収納課 子育て支援課長 相山 範雅 収納課長 藤井 一郎	健康福祉部子育て支援課 総務部収納課 子育て支援課長 収納課長	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正) 様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年9月1日時点	令和1年5月20日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	評価書名	保育所等入所に関する事務 基礎項目評価書	保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 事務名	保育所等入所に関する事務	保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保育所等入所に関する事務	保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)などの関連法令に基づき、保育所等の入所に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、支給認定の管理、利用者負担の算定、給付費の支給、保育実施の費用を徴収している。  児童福祉法及び子ども・子育て支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)などの規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①認定申請書や届出書に関する確認 ②認定要件の確認、支給認定 ③就学前児童の保育所等への入所申込の確認 ④入所要件の審査、選考、入所決定 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料の収納、滞納管理 ⑦保育所等の利用調整	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)などの関連法令に基づき、保育所等の入所及び施設等利用給付の支給に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、教育・保育給付認定の管理、利用者負担の算定、副食費免除の判定、教育・保育給付費の支給、保育実施の費用を徴収、施設等利用給付認定の管理、施設等利用給付の支給をしている。  児童福祉法及び子ども・子育て支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)などの規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①教育・保育給付認定申請書や届出書に関する確認 ②教育・保育給付認定要件の確認、教育・保育給付認定 ③就学前児童の保育所等への入所申込の確認 ④入所要件の審査、選考、入所決定 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥副食費免除の判定に必要な各種情報の照会 ⑦保育料の収納、滞納管理 ⑧保育所等の利用調整 ⑨施設等利用給付認定申請書や届出書に関する確認 ⑩施設等利用給付認定要件の確認、施設等利	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 保育業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月20日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	支給認定者情報ファイル	教育・保育給付認定者情報ファイル 施設等利用給付認定者情報ファイル	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8、94の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第68条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8、94の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第10条の3、第59条の2	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(保育所等入所及び施設等利用給付の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項	事後	法令改正による変更及び定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)